



■ 目次

- ◆ ホテル日航大阪の印象
- ◆ 中国における自己抵触回避について

ホテル日航大阪の印象

——ホテル日航大阪より学んだこと

中国 弁護士・弁理士 魏 啓学¹

(一)

私が初めて日本を訪問したのは、昭和49年(1974年)でした。その時、私が日本で初めて宿泊したのは、大阪天満橋にあるキャッスルホテルで、その西洋式のサービスに驚いたのを今でも鮮明に覚えています。その後、この42年間にわたる社会人生活において、私は、年間に数度は日本への出張があり、その都度さまざまなホテルに泊ってきました。私が受けた日本のホテルの印象は、従業員が親切で礼儀正しく、部屋は清潔に保たれ、サービス業としてのサービスが徹底しているということです。

しかし、今回私は大阪日航大阪に宿泊し、その完璧ともいえるサービスには感服し、企業の経営と管理という視点からも、学ぶべきところが多いと思いました。

今年8月、名古屋での訪問を終えて、大阪に赴き、弊所日本人職員である林知子の予約で、初めてホテル日航大阪に泊まることになりました。朝食は毎日、ホテル三階にある日本料理店「弁慶」でいただきました。そこで、受けた印象は深く、今でも感動を覚えています。

(二)

「弁慶」の従業員は皆親切で、サービスも百点満点でした。まず、お店の入口に入ると、従業員が親切にテーブルまで案内してくれます。朝刊も何種類もあり、自分で好きなものを選ぶことができます。テーブルに着くと、すぐ温かいお茶とおしぼりを持ってきてくれ、お茶が冷めたら、すぐ熱いお茶のお替りをくれます。そして、使用済みの食器は適時に下げてくれるので、新たにおかずを持ってくる際には、スペースが十分にあり、とても便利です。

¹魏 啓学(Mr.) 林達劉グループ 代表取締役 北京魏啓学法律事務所 所長

以上のことは程度の差こそあれ、他のホテルでも行われていることですが、ホテル日航では、従業員がお客様一人一人に十二分の注意を払い、痒いところに手が届くようなサービスをしてくれるのです。お陰で、私は毎朝、気持ちよく一日を始めることができました。

特に、ここにご紹介したいのは卵料理担当の沢村さんという料理人のことです。沢村さんは、お客様がテーブルについた気配を感じると、頭を上げ、笑顔を浮かべ丁寧に「おはようございます」と一人一人に挨拶をしてくれ、その後、「焼き卵を召し上がりますか」と聞いてくれます。もし、「はい、お願いします」と答えると、沢村さんはすぐお客様のテーブル番号を手元のメモ用紙に記し、出来上り次第、そのお客様のところまで運び、「どうぞ、召し上がってください」と言ってくれるのです。



もし、その翌日も日本料理店に朝食を食べに行くと、沢村さんはお客様が入口から入ってくるとすぐに、「お早うございます。今日も焼き卵を召し上がりますか」と尋ねてくれるのです。一回接客したお客様を、しっかり覚えているということから、サービス業のプロであると思いました。

そして、その翌日が非番であるなら、その旨を事前に教えられ、次回の出勤日も教えてくれるのです。

同店には、もう1人印象深い清水さんという従業員の方がいました。私は、朝食では、身体に優しい温かいおかずを中心に食べ、冷たい物を食べる時は、白湯を飲みながら、食事をします。しかし、お茶の湯呑は一般的に小ぶりなので、何回もお替りをしなければならず、面倒でした。私は清水さんに、味噌汁用のお碗に白湯を入れてくれるようお願いをしました。思いがけず、翌日も清水さんは、私に、「今日もお碗で白湯を持ってきましょうか」と尋ねてくれたのです。

清水さんも、沢村さんと同様に。お客様の食習慣やお客様の顔を覚えていて、心のこもったサービスをしてくれたのです。私は、今までこのようなサービスを他のホテルや店で受けたことがなかったので、とても感動しました。

ですから、私は、「弁慶」の従業員のサービスには個人差があるのではないかと考えていたのですが、他の従業員でも、同様のサービスを提供してくれました。連泊の客の食習慣などは、引継ぎがされているのではないかとと思うくらいの素晴らしさでした。やはり同じ理念、同じ精神をすべての従業員に徹底していて、強力なチーム・ワークができるのだと感服しました。

(三)

もし、ホテル日航大阪に宿泊し、その日本料理店で食事をしたことのあるお客様は、どのような考え方や感想を持つでしょうか。私は、「やはり、ホテル日航大阪のサービスは素晴らしい、次回大阪に行くときもホテル日航大阪に泊まりたい」というリピーターになりたいという考え方が自然に生まれるのではないのでしょうか。私は、

今回の経験を通して、ホテルのようなサービス業でも、知財サービスを提供する知財事務所でも、「サービスがよいので、リピーターになりたい」とクライアントに思われなければならないとしみじみ思いました。

ホテル日航大阪での宿泊経験のあるすべての人が、私のような考え方を持ったとしたら、あるいは口コミで友人や同僚に伝えていけば、ホテル日航大阪のお客さんは、大幅に増加すること間違いのないと思います。中国流で言えば「回頭客」(戻ってくるお客さん)は、ホテルの商売繁昌を促すうえで、大きな役割を果たすものと思います。

しかも、ホテル日航大阪の地理的条件は抜群で、大阪で有名な繁華街である心斎橋にあり、商店街にもビジネス街にも近く、御堂筋線などの交通アクセスもよく、近くにはレストランも多く、とても便利です。

(四)

事務所の経営管理は企業のそれと同じです。もし、弁護士、弁理士及び事務所の所員全員が、沢村さんや清水さんのように業務に精通しているだけでなく、クライアントに対して細かいところまで考えたサービスを提供して、友人やファミリーに対するような心配りができ、しかも同じ理念や精神を全所員が徹底して、チーム・ワークを形成して、真摯に、誠実にサービスを提供すれば、クライアントもますます増え、事業もますます発展し、熾烈な競争においても、不敗の地に立つことができるものと確信しております。

この意味で、法律事務所、知財事務所や他の業界の企業も、ホテル日航大阪の三階の日本料理店「弁慶」の経営管理を学ぶべきであると思うのです。

1週間ホテル日航大阪に宿泊し、心より満足できるサービスを受けられたことに対して、改めて心より感謝の意を表したいと思います。沢村さん、清水さん、ひいては三階日本料理店「弁慶」のチームワークから学ぶべきものが多く、今後事務所の経営管理に活用させていただきたいと思っています。



中国における自己抵触回避について

中国弁理士 胡 靈靈¹

ダブルパテントを避けるために、世界各国ではほとんど拡大先願制度が制定されており、中国もそのうちの一国である。しかも、中国では、2008年の中国特許法第3回改正時に、同一出願人の先願は拡大先願として適用されない規定を、出願人が同一であっても拡大先願として適用される規定に改正した。この改正につれて、中国で特許出願しようとする会社は、研究開発のリードタイムを18ヶ月（出願してから公開されるまでの期間）から12ヶ月（優先権主張期限）までに短縮せざるを得ないようになる。

しかし、自国内では自己抵触の規定が適用されていない出願人が、中国の拡大先願に関する規定を十分に意識しないまま出願書類を作成し中国特許庁へ提出した後、審査段階でご自分の先願で新規性欠如と指摘されたことは少なくない。

以上に鑑みて、本文では中国の拡大先願制度を簡単にご紹介するうえで、審査実務上の対応について私見を申し上げたいと考えている。

一. 2008年の拡大先願関連規定改正の理由について

この改正の目的は、ダブルパテントをさらに厳しく禁止し、ダブルパテントになるか否かをより一層容易に判断できるようにするためである。

具体的には、改正前の規定によると、出願人が同一である複数の出願について、ダブルパテントを禁止するために、先願の特許請求の範囲と後願の特許請求の範囲を比較しなければならない。一方、改正後の規定によると、先願の出願書類全体と後願の特許請求の範囲を比較しなければならない（つまり、新規性判断基準）。

中国国家知識産権局条法司より出版された『特許法第3回改正ガイドブック』によれば、上記2つの判断手法は、①判断の難易度からすれば、新規性判断基準（つまり、拡大先願の判断基準）は世界各国の特許法に規定されている基準であるため、適用されやすい点と、②ダブルパテントを避ける効果からすれば、前者（拡大先願）がより厳しいため、ダブルパテントの回避を徹底させることができる点という2点で相違する。

二. 拡大先願となり得る出願とは

中国特許法第22条及び第23条の規定によれば、後願に対して拡大先願の地位を有する先願は、下記の要件を満たさなければならない。

（一）発明又は実用新案である後願に対して、先願も発明又は実用新案の出願でなければならず、意匠出願は拡大先願にならない。同様に、後願が意匠出願の場合、先願も意匠出願でなければならず、発明又は実用新案の出願はその拡大先願にはならない。

¹ 胡 靈靈：林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所 電気・電子部二部部長

(二)先願は中国特許庁へ提出した出願でなければならないこと。つまり、香港、マカオ及び台湾特許庁へ提出した出願は拡大先願にならない。ただし、中国を出願国と指定しているものの、実際に中国国内へ移行していないPCT出願もここでいう拡大先願にはならない。

(三)先願の出願日(優先権を主張する場合は優先日)は後願の出願日(優先権を主張する場合は優先日をいう)より前であること(ただし、両出願の出願日が同日の場合を除く)。

(四)先願の公開日は後願の出願日(優先権を主張する場合は優先日)より後であること(先願の公開日は後願の出願日と同日の場合を含む)。上記公開日とは、先願が発明特許出願の場合、中国特許庁が出願日から18ヶ月後に出願を公開した日であり、先願が実用新案又は意匠の出願である場合、中国特許庁が特許登録を公告した日である。

ただし、ヨーロッパ等の地域と異なり、中国では、公開されている以上、先願がその後取り下げられたり、権利喪失したりすることを問わず、拡大先願の地位を有する。

三. 拡大先願の役割について

中国では、拡大先願は新規性評価のみに採用され、進歩性評価に採用されることはできない。ただし、下記案件のように、中国では、請求項を引用文献の内容と比べ、相違点は当業界の慣用手手段の直接代替のみにある場合、当該請求項も新規性を有しないと指摘される。

第89622号不服審判請求の審決

請求項1に係る発明と拡大先願の地位を有する引用文献1の開示とを比べれば、相違点は、本願では引用文献1の「半円より小さい曲面」の代わりに「半円より大きい曲面」を用いる点のみにある。合議体は、両者が果たした役割が同一で、どちらも光の分散に用いられるもののため、このような代替が当業界の慣用手手段の直接代替であると判断している。したがって、請求項1は引用文献1に対して新規性を有しない。

四. 中国で特許出願する場合の自己抵触回避について

自己抵触を回避するために、中国で特許出願しようとする時期から、早々に中国では自己抵触の規定が適用されていると心に留めておくこと。例えば、中国で特許出願Aを提出する前に、すでに提出された、或いは提出しようとする、優先日がより前であるが、まだ未公開の出願には、出願Aの請求項に係る発明が記載されているか否かをできるだけ早く確認しなければならない。出願Bには出願Aの請求項に係る発明が記載されている場合、出願Aは出願Bと同一優先権を主張できるか否かを確認すべきである。つまり、出願Aの優先日と出願Bの優先日を同日にすることにより、出願Bの拡大先願適用を回避することが考えられる。同一優先権を主張できない場合、出願Bに公開されている請求項を出願Aから削除し、当該請求項を出願Bに盛り込むことが考えられる。

五. 拡大先願適用による新規性欠如不備への対応について

では、拡大先願の適用により、新規性欠如と指摘され拒絶理由通知が発行された場合、どのように対応すべきか。

前述したとおり、拡大先願は新規性評価のみに採用され、進歩性評価には採用されることはできない。したがって、拡大先願に記載されていない内容を追加すれば、この不備を解消することができる。先行技術に該当するものの、拡大先願に記載されていない内容の追加も可能である。

拡大先願は、出願人本人の出願である場合、上記対応策以外に、拡大先願がまだ存続していれば、新規性欠如と指摘された請求項を本願から削除するとともに、当該請求項を拡大先願に追加するか、又は拡大先願の分割出願として提出することも考えられる。この対応により、新規性欠如の不備も解消できる。

以上、中国現行の拡大先願制度を解説し、可能な対応策をコメントさせていただいたが、少しでもご参考になれば幸いである。



(今回のIPNEWSに掲載している写真は、化学部李庚が日本で撮影したものです。)

責任者： 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者： 所員 林 知子 (Tomoko HAYASHI) 張 輝 (Ashley ZHANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201(代表)

E-mail: ipnews@lindaliugroup.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>
